

# R3年度鳥取県テレワーク等導入企業支援補助金のご案内 (2回目)



**テレワーク、オンライン会議等（テレワーク等）のオンラインの手法の業務への活用に関心を持つ県内中小企業者の方が、専門家の伴走支援を受けながら行う導入に向けた取組を支援します！**

## 募集事業の概要

※事業の詳細は、ホームページに掲載している募集要領・補助金交付要綱で御確認ください。

項目	説明
募集受付期間	令和3年8月2日（月）から令和3年10月29日（金）まで
対象者	・県内に事務所を有する中小企業者 ※中小企業者とは、個人事業者、株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、事業協同組合、商工組合等をいいます（中小企業等経営強化法第2条第1項）。
対象事業	テレワーク等のオンライン手法の業務への活用に関心を持つ県内中小企業者が、テレワーク等の導入に向けて専門家の支援を受けながら実施する次の事業 ・テレワーク等の導入目的の明確化（社内実態把握、推進体制の構築含む） ・テレワーク等のオンライン手法が導入可能な範囲（対象者、対象業務、実施頻度）の決定 ・テレワーク等のオンライン手法を開発・実施するための業務の洗い出し・業務工程の見直し ・開発・導入するテレワーク等のシステムの決定及び開発委託（システム開発・改良） ・テレワーク等の運用に必要な規程類やルール（情報セキュリティポリシー、就業規則、在宅勤務規程等）の整備 ・システムの利用支援（試行的導入、管理者等への研修）
対象経費	謝金、旅費（専門家旅費、役職員旅費）、※機械・設備類の導入・購入経費は対象外 委託料（調査、開発、評価等について他社へ委託して行う事業）、 消耗品費（資料購入費含む）、印刷製本費（研修資料、マニュアル）、 役務費（研修受講料、通信運搬費、保険料）、使用料賃借料（リース料含む）
補助金額	上限額 50万円（補助率：補助対象経費の2分の1）
事業実施期間	交付決定を受けた日から、令和4年2月28日（月）まで



## 事業の流れ

※交付決定前に実施した事業に係る経費は補助対象外です  
※補助金は事業完了後の精算払となります

<電子申請フォームQRコード>



- ①事業提案書（指定様式）を期間内（8/2～10/29）に県へ提出してください。（電子申請可能）
- ②提案された事業について、採択の可・不可を県が審査し、通知します。
- ③②で採択可と通知された方は、通知での指定期間内に交付申請書（指定様式）を県へ提出してください。
- ④交付申請書の内容を県が審査し、交付決定を通知します。
- ⑤交付決定を受けた日以降に事業を実施してください。交付決定日までに事業を実施した場合、補助対象外となります。事業は、遅くとも令和4年2月28日（月）までに完了してください。
- ⑥事業完了後15日以内又は令和4年3月10日のうちいずれか早いほうの日までに、実施報告書（指定様式）を県へ提出してください。
- ⑦実績報告書の内容を確認し、補助金額の確定及び支払を行います。

## 【本補助事業に関する問合せ先】

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 とっとり働き方改革支援センター  
住所：〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 本庁舎7階  
電話：0857-26-7229 ファクシミリ：0857-26-8169  
電子メール：hataraki-kaikaku@pref.tottori.lg.jp  
センターURL：https://www.pref.tottori.lg.jp/274036.htm



<センタートップページ>